

日本学生オリエンテーリング選手権大会におけるロゴ使用に関する申し合わせ

- 第1条 (目的)本申し合わせは、日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下「インカレ」と略す)ロゴの使用、改定等に際して必要な事項を定める物である。
- 第2条 (ロゴの定義)ここで言うロゴとは、一般に競技マップ及びインカレ要項4で使用される「ロゴ」、および当該インカレを象徴するものとしてデザインされる「マスコットキャラクター」の総称である。
- 第3条 (ロゴの作成・使用)ロゴデザインの作成・使用にあたっては、当該インカレ実行委員会が随時決定する。実行委員会は当該インカレで使用するロゴを事前に日本学連幹事会へ報告しなければならない。
2. インカレロゴは当該インカレ実行委員会内で複数作成・使用してもかまわないが、インカレに関わるすべての者に混乱を生じ
- させることがあってはならない。
- 第4条 (英字表記)ロゴデザインの中に「インカレ」をあらわす英字表記を加える場合は、必ず日本学生オリエンテーリング連盟規約内で定められた英字表記を用いなければならない。ただし、日本学連が認めた場合はこの限りではない。
2. 「インカレ」以外についての英字表記については当該インカレ実行委員会の裁量に委ねる。
- 第5条 (改正)本申し合わせの改正は日本学連幹事会の議決による。
- 第6条 (附則)本申し合わせは平成 10 年4月1日より施行する。

平成 10 年3月9日制定
平成 16 年 10 月 24 日修正